

宝達志水町 訪問型サービス A(基準緩和型) サービスコード表

R6.4.1～適用開始

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 訪問型サービス費 (基準緩和)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1000	1月につき	
	2121	訪問型独自サービス/211日割			33	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212	イ 訪問型サービス費 (基準緩和)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1997	1月につき	
	2221	訪問型独自サービス/212日割			66	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213	イ 訪問型サービス費 (基準緩和)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3168	1月につき	
	2331	訪問型独自サービス/213日割			106	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上に サービスを行う場合	所定単位数の10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを 行う場合	所定単位数の15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する 利用者の割合が100分の 90以上の場合	所定単位数の12% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ロ 初回加算		200単位加算	200	
A2	6012	訪問型独自口腔連携強化加算	ハ 口腔連携強化加算			50	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携 加算	(1)生活機能向上加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処 遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ支援加算	ト 介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の 24/1000加算		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算211	高年齢者虐待防止措置 未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		-10	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算211日割				-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		-19	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212日割				-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		-31	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213日割				-1	1日につき